

学校だより

土佐市立戸波中学校

TEL (088) 855-0101

3号 2016年 4月25日 発行

FAX (088) 850-3203

☆いじめをしない、させない、許さない学校に
いじめは、重大な人権侵害であり、生徒たちの心に深い傷として残る深刻な問題です。本校では死にいたる重大ないじめにはいたっていませんが、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものと考え、重大事態に至らないような取り組みをしていきます。

いじめの定義

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

具体的ないじめの態様

- ◎ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返す言われる。
 - ◎ 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる・集団による中傷。
 - ◎ わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ◎ 金品をたかられる。
 - ◎ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ◎ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ◎ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行います。

全体周知事項の抜粋

- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

き問題である。

いじめの発見・認知・対応の抜粋

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。（警察の導入もありうる。）

重大事態への対応

（重大事態の解釈）

「生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。」

- 1 生徒が自殺を企画した場合（疑いがある場合）
- 2 身体に重大な傷害を負った場合
- 3 金品等に重大な被害をこうむった場合
- 4 精神的な疾患を発症した場合 等を想定

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- 1 年間30日間の欠席を目安とする。（不登校を除く）
- 2 一定期間連続して欠席しているような場合（不登校を除く）

※生徒や保護者からいじめによる重大事態に至った等いう直接の申し立てがあった時も、上記同様に重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

いじめにつきまして、戸波中学校では早期発見、早期対応を常に心がけ、保護者との連携をもとに解決してまいりますのでご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、身体、金銭にかかわるような場合は警察への通報もありえますのでご承知願います。

【各種大会・コンクール等の結果】

□県中学校バスケットボール春季大会

男子1回戦 戸波中 28 - 78 春野中

女子1回戦 戸波中 22 - 73 西部中

□第61回高知放送杯中学校招待野球大会

1回戦 戸波・土佐南中 0 - 7 附属中

□第19回須崎市招待中学野球大会

1回戦 戸波中 0 - 3 鷹ヶ丘中

4月29日～5月5日まで1週間の連休に入ります。長い休み中、病気や怪我、交通事故やトラブル等に十分注意し、規則正しい生活を送りましょう。5月6日には、全校でNRT検査（標準学力調査）がありますので、家庭学習はしっかりしておきましょう。そして、6日には、元気な姿と笑顔で登校してください。